

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、令和七年十二月十六日から令和八年四月十六日までに奈良県産業部経営支援課に到着するよう提出してください。

令和七年十二月十六日

奈良県知事 山 下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ラ・ムー橿原醍醐店

所在地 橿原市醍醐町三八〇一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 大黒天物産株式会社

住所 岡山県倉敷市西中新田二九七番地一

代表者 代表取締役 大賀 昭司

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 大黒天物産株式会社

住所 岡山県倉敷市西中新田二九七番地一

代表者 代表取締役 大賀 昭司

四 大規模小売店舗の新設をする日

令和八年七月二十七日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、三二八平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 四四台
駐輪場の位置及び収容台数

位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 一九台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 届出書添付図面記載のとおり

面積 五六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 届出書添付図面記載のとおり

容量 一〇・二立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

二十四時間

来客が駐車場を利用することができる時間帯

二十四時間

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 一箇所

位置 届出書添付図面記載のとおり

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

八 届出年月日

令和七年十一月二十六日

九 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課及び橿原市企業立地推進室

十 縦覧期間

令和七年十二月十六日から令和八年四月十六日まで。ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

十一 縦覧時間

午前九時から午後五時まで